



# デザインギャラリー利用規約

公益財団法人名古屋産業振興公社  
国際デザインセンター

## 1. 設置目的

公益財団法人名古屋産業振興公社国際デザインセンター(以下「センター」)は、デザインの普及および振興を図るため、主として展示会、受注会、その他デザインおよびクリエイティブ産業の活動の場として、デザインギャラリー(以下「ギャラリー」)を設置し、その利用に供します。

## 2. 利用期間等

- ・ 展示会、受注会などで利用いただく場合、7 日間を 1 単位とします。  
1 単位は原則として火曜日の午後から翌週の火曜日の午前までとし、搬出入に要する時間を含みます。
- ・ セミナー、ワークショップ、撮影などで利用いただく場合、1 日を 1 単位とします。
- ・ 利用時間は、午前 9 時から午後 8 時までとし、催事を行う場合、その開催時間は午前 11 時から午後 7 時までとします。ただし、センターがあらかじめ認める場合には、利用時間または催事の開催時間を変更することができます。
- ・ センターが管理および運営するにあたり、ギャラリーの設置目的から、展示会、受注会などで利用する 7 日間 1 単位を優先します。

## 3. 休館日

- ・ ギャラリーの休館日は、搬出入日となる毎週火曜日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの年末年始の他、施設の調整日として月 1 回程度、センターが指定する日とします。
- ・ ギャラリーは、特に必要がある場合、臨時に休館日に開館し、または休館日以外の日に休館する場合があります。

## 4. 利用の承認

- ・ ギャラリーの利用を希望される方は、「デザインギャラリー利用申込書」(以下「利用申込書」)に必要事項を記入し、申し込みください。
- ・ 展示会、受注会などで利用いただく場合の申し込みは、利用日の 12 か月前から行うことができます。
- ・ セミナー、ワークショップ、撮影などで利用いただく場合の申し込みは、利用日の 3 か月前から行うことができます。
- ・ 申し込みいただく利用内容が、次のいずれかに該当するときは、利用いただくことができませんので、あらかじめご承知おきください。
  - (1) 鑑賞者に著しく不快感を与えるなど、公序良俗に反するおそれがあるとき。
  - (2) 法律・条例に抵触するおそれがあるとき。
  - (3) 特定の個人や集団に対する差別的言動が行われるおそれがあるとき。
  - (4) 危険物など過熱や消防法上問題になる、または悪臭・騒音を発するおそれがあるとき。
  - (5) 反社会的勢力の利益となるおそれがあるとき。
  - (6) 宗教活動、政治活動、特定の思想の布教を目的とすると認められるとき。
  - (7) 施設管理運営上支障をきたすと認められるとき。
- ・ 利用期間は、同一人が利用する場合、引き続き 30 日以内とします。30 日を超える場合は、センターまでご相談ください。



- ・ 申込後、利用内容などをセンターとして確認、精査した上で承認します。その際には、申込者の方に「デザインギャラリー利用承認書」(以下「利用承認書」)を発行します。承認に際して、ギャラリーの管理上必要な条件をつける場合がありますので、ご注意ください。

#### 5. 利用料及び納期

利用料は下記の料金表のとおりです。

利用承認された利用者の方は、利用承認書に記載された利用料を、原則、利用日の2か月前までに全額をお支払いください。利用承認日が利用日の前2か月以内である場合は、利用承認書に記載された支払期限の日までに利用料の全額をお支払いください。その他何か必要があれば、センターまでお早めにご相談ください。

支払期限までにお支払いいただけない場合は、承認を取り消す場合がありますのでご注意ください。

区 分	利用目的	利用料(税込)
7日間1単位	展示会、受注会など	330,000円
1日1単位	セミナー、ワークショップ、撮影など	55,000円

#### 6. 利用料の減免

- ・ 次の各号に定めるデザインに関連する機関、団体がギャラリーを利用する場合、利用申込書に記載されている減免対象者のうち、該当する箇所を選んで申請してください。それに基づきセンターが必要と認めるときは減免をすることができます。

(1) デザイン系教育機関(学校教育法に基づいて設置が認められた大学、短期大学、高等学校、高等専門学校および専修学校において、グラフィック、プロダクト、ファッション、インテリア、建築、映像、情報処理、広告などデザインに関連する学部、学科または専門課程を擁する学校)

(2) デザイン関連団体(グラフィック、プロダクト、ファッション、インテリア、建築、映像、情報処理、広告などデザインおよびそれに関連する業務に携わる個人または事業を営む法人を会員として組織された団体)であり、かつ活動実績のある団体又はその団体が推薦する団体

(3) デザイン系教育機関に所属する学生による団体

(4) 上記以外に、センターが施設の目的に鑑みて、特に必要と認める団体。

なお、必要に応じて活動実績を示す資料(会則、総会議案など)を提出していただく場合があります。

区 分	減免後の利用料(税込)	
	7日間1単位	1日1単位
デザイン系教育機関及びデザイン関連団体	110,000円	33,000円
デザイン系教育機関に所属する学生	55,000円	

#### 7. 利用料の還付

既にお支払いいただいた利用料は還付いたしません。ただし、自然災害等利用者の責めに帰ることができない理由によりギャラリーが利用できないときは、お支払いいただいた利用料の全額または一部を還付する場合があります。

#### 8. 利用権の譲渡等の禁止

利用者は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはなりません。



#### 9. 利用承認の取り消し等

- ・ センターは、次のいずれかに該当するときは、ギャラリーの利用停止、または利用の承認を取り消すことができます。
  - (1) この利用規約の規定に違反したとき。
  - (2) 申込内容に虚偽の事実が判明したとき。
  - (3) 利用承認の条件に違反したとき。
  - (4) 公序良俗を乱したとき、または乱すおそれがあるとき。
  - (5) 利用者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 2 号および第 6 号に規定する暴力団および暴力団員に該当するとき。
- ・ 上記の場合、納付された利用料は還付いたしません。

#### 10. 特別の設備の設置

- ・ 利用者は、ギャラリーの利用にあたり、そのギャラリーの構造および管理上、通常想定されないような原状の変更をし、または特別の設備を設けることはできません。ただし、センターが管理上支障がないと認める場合は可能ですが、その場合は、図面その他センターが必要と認める資料を提出しなければなりません。

#### 11. 行為の禁止等

- ・ ギャラリーにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはなりません。
  - (1) 火災、爆発その他の危険を生じさせるおそれのある行為をすること。
  - (2) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
  - (3) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯すること。
  - (4) 承認を受けずに施設内に動物等を連れ込むこと。
  - (5) 建物その他の工作物および物品を汚損し、または破損するおそれのある行為をすること。
  - (6) 承認を受けずに広告類を掲示し、または撒き散らすこと。
  - (7) 承認を受けずに、承認された場所以外の場所に立ち入ること。
  - (8) 所定の場所以外の場所で、飲食または喫煙をすること。
  - (9) 承認を受けずに寄付金品の募集、物品の販売または飲食物の販売もしくは提供を行うこと。
  - (10) その他施設の管理上支障があると認められる行為をすること。
- ・ 利用者は、上記に定めるもののほか、入館者の安全確保の措置を講じるとともに、利用規約の内容を遵守しなければなりません。

#### 12. 原状回復の義務

利用者は、利用が終了したとき、施設、展示用設備および備品を直ちに元の状態に戻さなければなりません。

利用の停止もしくは利用承認の取り消しがなされたときは、速やかに施設を元の状態に戻さなければなりません。

#### 13. 損害賠償

利用者は、ギャラリーの利用にあたって公社に損害を与えたときは、センターが相当と認める損害額を賠償しなければなりません。ただし、不可抗力による場合その他センターがやむを得ないと認めたときは、この限りではありません。

#### 14. 立ち入り

- ・ センターは、ギャラリーの管理のため必要があると認めるときは、利用承認したギャラリーに自ら立ち入り、または委任した者に立ち入らせることができます。
- ・ 利用者は、正当な理由がない限り、上記の立ち入りを拒み、または妨げてはなりません。